

令和2年4月14日

公立保育所 保護者 各位

岩沼市長 菊地 啓夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る家庭での保育等について (お願い)

当市の児童福祉行政におきましては、日ごろから御理解御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、先日、政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が行われました。宮城県は対象とはなっていないものの、日々感染者の数が増加している状態にあります。

このような状況を受け、本市では感染拡大防止の観点から、保護者の皆様に「可能な範囲で家庭での保育」を、下記のとおりお願いいたします。年度初めのお忙しいところではありますが、感染拡大を防ぎ、子どもたちの健康を守るために、御理解御協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 期 間 令和2年4月15日(水)～5月31日(日)
2. お願いの内容 可能な範囲で家庭での保育をお願いします。
3. 保育料の取扱い 保育所等を休んだ日については、保育料を日割り計算し、後日還付いたします。(休んだ理由は問いません。)
4. 延長保育料の取扱い 5月分は徴収しないこととします。
5. 給食について 給食の継続に努めますが、今後、職員の配置、食材の確保が難しい場合等、給食の提供が困難な状況となった場合には、給食を停止し、弁当持参に切り替えることがあります。

◎その他

- ・ 食材料費の取扱いにつきましては、食べなかった日数を日割り計算し、後日還付いたします。
- ・ 政府から宮城県を対象とした緊急事態宣言が行われた場合は、取扱いの内容や期間を変更することがあります。
- ・ 保育所等の関係者に、感染者・濃厚接触者が発生した場合は、感染予防対策(消毒等)のために臨時休園する場合があります。

担当：岩沼市健康福祉部子ども福祉課
TEL:0223(22)1111 内線 397